

## はこだて療育・自立支援センターの概要

### ◆運営の方針

療育・自立支援センターは、それまでの市立障がい児・者施設三園各園の機能を一体化しながら、新たな体系の障がい者サービスを提供するとともに、障がいに向かい合う保護者への支援など、障がい児・者の福祉を推進するうえで、中核的な役割を担う施設として統合整備したものである。

運営にあたっては、市民の障がいに対する理解と支援を得るための取組みを進めながら、福祉分野における人材の育成や様々な福祉情報の発信などを通じ、ノーマライゼーション理念のより一層の普及・確立による地域福祉の推進と、障がい児・者が地域で生活することができる仕組みづくりを目標に掲げている。

近年の障がい者総合支援法のほか、児童福祉法、発達障がい者支援法、特別支援教育推進のための学校教育法等の一部改正など、障がい児・者支援施策等が進みつつあり、こうした状況の中、はこだて療育・自立支援センターは、障がい者の日中活動支援や発達障がい等の医療・相談を中心とした専門的支援機関として、その役割を担っている。

特に、診療所では、小児科、精神科、整形外科、リハビリテーション科を開設し、医師による医学的診断ならびに心理士等の検査のほか、治療を行うとともに、相談支援や関係機関調整等を行い、発達障がい児の幼児期、学齢期における青年期以降のライフステージを見据えた、発達評価・診断とともに、家族関係、学校生活、仕事、地域での暮らし等に焦点をあてた医療と福祉の総合的な観点からの診療や相談活動を行っている。

### ◆施設の概要

敷地面積	4736.72 m <sup>2</sup>
延床面積	4588.20 m <sup>2</sup>
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建
開設時間	8 時 30 分～17 時 15 分

### ◆職員配置

職員 25 名 嘱託 22 名 臨時 11 名 計 58 名 (H26.4.1 現在)

### ◆実施事業

事業所名	定員	事業区分 [根拠法令]
はぐみ	20 名	指定医療型児童発達支援 [児童福祉法]
つぼみ	20 名	指定児童発達支援 [児童福祉法]
あおやぎ	20 名	指定生活介護 [障害者総合支援法]
ともえ	20 名	指定生活介護 [障害者総合支援法]
ワークあおば	30 名	指定就労継続支援 B 型 [障害者総合支援法]
ライフあおば	6 名	指定自立訓練 (生活訓練) [障害者総合支援法]
相談支援事業所	—	指定障害児相談支援事業所・指定特定相談支援事業所 [児童福祉法] [障害者総合支援法]
日中一時支援事業	10 名	地域生活支援事業 [函館市要綱]
幼児ことばの教室	10 名	独自事業 [実施要綱]
診療所	—	小児科・精神科・整形外科・リハビリテーション科